

うるま市いじめ防止基本方針



平成27年12月
うるま市・うるま市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための基本理念	2
第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1 いじめの防止に向けた基本的な姿勢	2
2 いじめの定義	3
3 いじめの理解	3
第3 いじめの防止等に関する市の施策	4
1 市基本方針の策定	4
2 組織の設置	4
(1) 「うるま市いじめ問題等対策連絡協議会」	4
(2) 「うるま市いじめ問題対策審議会」	4
(3) 「うるま市いじめ問題再調査委員会」	5
うるま市におけるいじめ防止に係る組織のイメージ図	5
3 いじめの防止等に向けた市教育委員会の取組	6
(1) いじめの未然防止に関すること	6
(2) いじめの防止に係る啓発活動	7
(3) 相談体制の整備	8
(4) 教職員の研修の充実	8
(5) 各関係機関・団体との連携	8
(6) 学校評価と学校運営支援	8
(7) 学校相互間の連携協力体制	9
(8) その他いじめの防止等の対策に関する事項	9
第4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	9
1 学校いじめ防止基本方針の策定	9
2 いじめの防止等の対策のための組織	10
(1) 「いじめ対策委員会」の設置	10
(2) 「いじめ対策委員会」の役割	10
3 学校におけるいじめの未然防止等に関する取組	10
4 学校におけるいじめへの実効的対処	11
(1) 組織的対応	11
(2) 解決に向けた児童生徒への実効的支援	12
(3) 保護者への適切な説明と支援	12
(4) 学級、学年、学校全体及び部活動への働きかけ	12
5 「いじめ対策委員会」の実効的な動き	12
(1) 通報・相談を受けた事案の当事者への初期調査	12
(2) 学校主体での調査	12
(3) 対処方針の決定	12
(4) 関係者（児童生徒、保護者及び学校教員等）への助言、支援及び調整	13
6 当事者へのケア	13

第5	いじめの防止等のために家庭が果たす役割	13
1	保護者の責務	13
2	未然防止と早期発見	14
3	早期解決に向けた取組	14
4	当事者へのケア	14
第6	いじめの防止等のために地域が果たす役割	15
1	未然防止に向けた取組	15
2	早期発見に向けた取組	15
第7	重大事態への対応	16
1	重大事態の定義（法第28条第1項）	16
2	重大事態の報告	16
3	重大事態の調査	16
4	調査主体	17
5	調査を行うための組織	17
6	調査を行うための留意事項	17
7	調査結果の報告及び提供	18
8	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
	（1）市長による再調査	18
	（2）再調査を行う機関	18
	（3）再調査の結果を踏まえた措置等	18
	うるま市重大事態発生に係る組織のイメージ図	19
	関係機関一覧	20

はじめに

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、うるま市の宝です。

未来を担う子どもがうるま市の豊かな自然、あたたかな人間関係の中で、心身ともに健やかで、心豊かに成長すること、そして責任ある大人に成長していくことは、すべてのうるま市民の願いです。

平成17年の合併以降、12万人を超える市民を有する市へと発展してきたうるま市は、平成19年には「うるま市民憲章」を策定し、ゆたかな自然と先人たちの築きあげた文化と伝統を大切にする、希望にみちた健康都市を目指しています。そして学校教育では、「郷土に誇りを持ち、明日のうるま市を支える人を育てます」を基本目標として、質の高い教育に取り組んできました。

しかしながら、全国各地において、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案等が発生しており、その対応は喫緊の課題となっています。

いじめの問題は子どもの人権に関わる深刻な問題です。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるおそれがあります。

そのようないじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、学校や地域社会が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこでうるま市では、児童生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、うるま市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定しました。これに基づき、学校、家庭、地域社会を含めた市民総がかりでいじめの克服に向け、強い決意を持って取り組んでまいります。

うるま市民憲章

うるま市は、豊かな自然と先人たちの築きあげた文化と伝統を大切にする、希望にみちた健康都市です。

私たちは、このまちを愛し、おたがいの幸せを願い、ここに憲章を定めます。

- 一 すこやかで、心のかよう家庭と、思いやりのあるまちをつくります。
- 一 自然を生かし、花とみどりに包まれた、きれいなまちをつくります。
- 一 きまりを守り、ものを大切にする、住みよいまちをつくります。
- 一 働くよろこびと、若い力の育つ、元気なまちをつくります。
- 一 教養を高め、文化のかおり高い、魅力あるまちをつくります。

平成19年3月6日制定

第1 いじめの防止等のための基本理念

- 1 いじめは、全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こりうるものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学ぶ機会を保障し、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを目指す。
- 2 いじめは人権侵害であり、いじめは、卑怯で、人として絶対に許されない行為である。また、いじめを受けた児童生徒に心身に深刻な影響を及ぼす行為である。このことを踏まえ、児童生徒及び市民一人一人がいじめは絶対に許されないことを理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、全ての児童生徒、大人がいじめを認識しながら放置しないことを目指す。
- 3 いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護する事が特に重要であることを認識し、市、市教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関等の連携・協力の下、市民総がかりでいじめの根絶を目指す。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止に向けた基本的な姿勢

いじめの問題は子どもの人権に関わる深刻な問題であり、大人社会の問題としての体罰や虐待、様々なハラスメント等、不満やストレスにとらわれて起こるという点で共通する。そのことを踏まえ、人の身になって思う心、暴力を絶対に許さない強い意志、多様な他者を受け入れる寛容な態度など、子どもの手本となるよう人権意識を高めていくことが真に大人に求められていることを自覚し、いじめ防止に取り組む。

いじめは、何より発生させない未然防止が最も重要である。根本的ないじめの問題克服のためには、「観衆」「傍観者」を含めた全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を強く自覚し、一体となって子どもたちの健全育成に取り組むことが重要である。

また、教職員一人一人が責任を自覚し、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備するとともに、子どもとの信頼関係の構築が必要である。また、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会との連携の中核となり、いじめの問題の克服に向けた取組を推進しなければならない。

さらに、市教育委員会は、いじめ防止のために、市長部局や警察、児童相談所等関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校、市教育委員会、関係機関との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築し、学校、家庭、地域社会を支援する取組を行わなければならない。

2 いじめの定義

〈法第2条第1項〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう
(児童等＝児童生徒)

〈一定の人間関係〉とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

〈物理的な影響〉とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

①個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。

②いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人に相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめられた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺状況等を客観的に確認する必要がある。

③いじめに当たると判断した場合、いじめた児童生徒との事実関係を明らかにした上で、いじめた児童生徒の心に寄り添うことも必要である。

④いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校で設置する「いじめ対策委員会」を活用し組織的に行う。

⑤けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

3 いじめの理解

(1) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじめ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

(2) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

(3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。いじめを受けている児童生徒はいじめの被害を大人に言わない事が多い。

(4) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

(5) いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われている問題である。

- (6) いじめは、家庭教育のあり方に大きく関係している。
- (7) いじめは、学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。
- (8) いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」も存在する。この傍観者から、仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要ある、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第3 いじめの防止等に関する市の施策

1 市基本方針の策定

市は、市基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。いじめの根絶に向けては、市基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見、早期対応が体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定め、学校とともに、保護者、市民、関係機関等との連携を図りながら施策を推進する。特に、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力の向上などを図るとともに、市基本方針を定期的に検討し、体系的・計画的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

また、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

2 組織の設置

(1) 「うるま市いじめ問題等対策連絡協議会」

市教育委員会は、いじめの防止等の対策について、関係する機関及び団体の連携を図るため、市教育委員会、学校、警察、自治会代表者その他関係者により構成される「うるま市いじめ問題等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）」を置く。

(2) 「うるま市いじめ問題対策審議会」

市教育委員会は、協議会との円滑な連携の下に、法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策及び法第28条第1項に規定する調査に関する市教育委員会の附属機関として「うるま市いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）」を設置する。

審議会の委員は、医師、弁護士、大学教授・準教授、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者5名以内で構成する。親族など当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

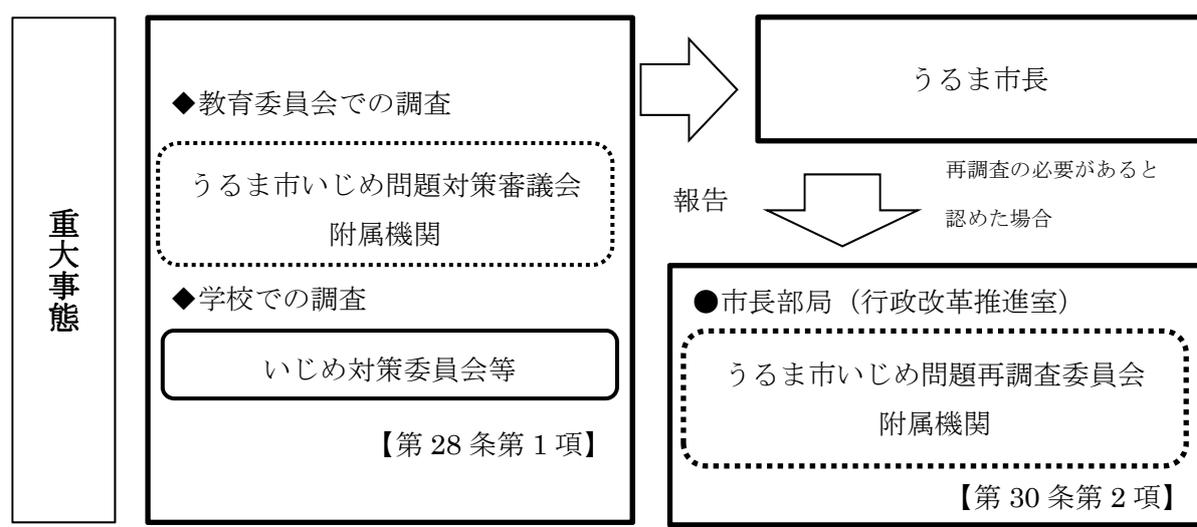
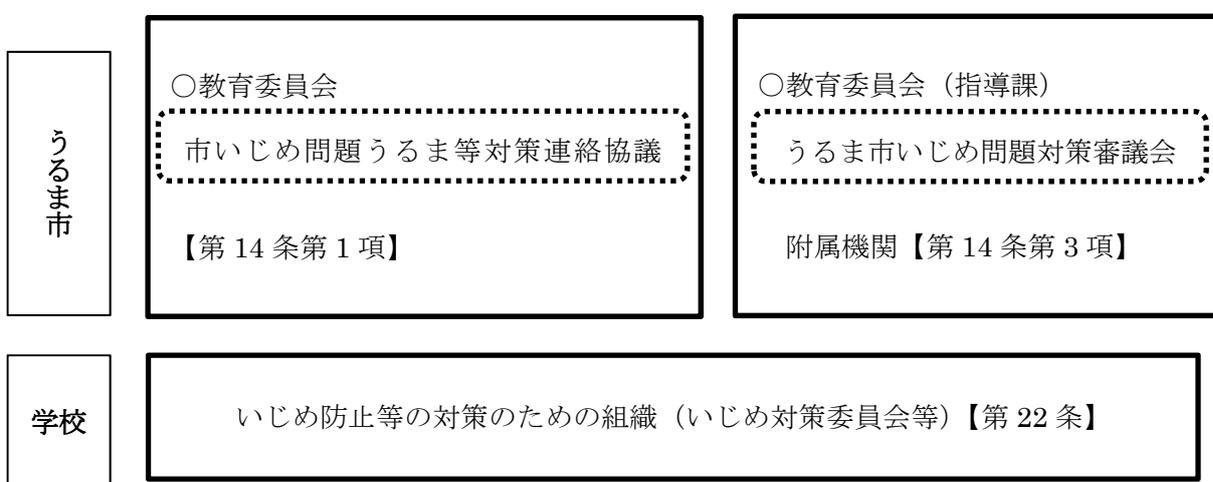
(3) 「うるま市いじめ問題再調査委員会」

市は、法第 30 条第 2 項の規定により市の附属機関として「うるま市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

市教育委員会が法第 28 条第 1 項の規定により重大事態の発生として報告した重大事態について、市長は必要があると認めたときは、再調査委員会による再調査を実施する。

再調査委員会の委員は、医師、弁護士、大学教授・準教授、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者 5 名以内で構成する。親族など当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

うるま市におけるいじめ防止に係る組織のイメージ図



※実線は、法律上必置の組織

点線は、法律上任意設置の組織

3 いじめの防止等に向けた市教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止に関すること

①心の教育の充実

自己指導能力として「その時・その場で・どのような行動が適切か・自分で考え・判断・実行する能力」の育成を推進する。

ア 人間尊重の精神を培う道徳教育の推進

・道徳の授業実践を中核に据え、すべての教育活動を通じた道徳教育と通して、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、人の気持ちを考え、行動に移せる児童生徒を育成し、いじめの防止の心を育てる。また、家庭、地域社会と連携し、基本的な生活習慣の形成や社会のルールを守ろうとする規範意識を高め、道徳的実践力を育成する。

イ 自立と共生を目指す人権教育の推進

・すべての教育活動を通じて人権教育を培い、一人一人を大切にされた教育実践を行い、自尊感情を高め、いじめをしない・させない・見過ごさない児童生徒の育成を図る。

【具体策】

ア いじめに特化した道徳の一斉授業を「日曜授業参観日」等で実施

イ 意図的・計画的に人権感覚、人権意識を高める毎月の「人権の日」の設定

ウ 各学校の地域行事への参加や学校の実態に応じた体験活動の推進

②望ましい人間関係を築く特別活動の推進

児童生徒同士、児童生徒と教職員のよりよい人間関係の醸成を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導の充実を促進し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するよう支援する。

また、学級活動や児童会、生徒会、学校行事を通して、児童生徒一人一人の個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成を図る。児童生徒自らがいじめについて学び、いじめの問題について自身が主体的に考え、いじめの防止を考え、訴え、抑止、解消できるような取組を推進する。

【具体策】

ア 生徒会フォーラムの開催

イ 児童会フォーラムの開催

ウ 児童会・生徒会のいじめ撲滅宣言、「いじめ防止に特化した」取組等の充実

エ 児童会・生徒会でのいじめ実態調査アンケート等の実施・分析・対策・公表を「いじめの防止集会」等での実施及び啓発活動

オ いじめ、暴力行為根絶強化月間の実施

③体験活動の充実

飼育体験、栽培活動、集団宿泊学習や自然体験等の体験活動を推進し、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育む。地域社会との交流活動を積極的に取り入れ、自主性、社会性を育む。

④小中連携教育の推進

児童生徒の居場所づくりや絆づくりのために、滑らかな接続のために、児童生徒の連続性を意識した指導を展開し、学力の向上と人間関係力の向上に取り組む。

【具体策】

- ア 中学校ブロックにおける共通実践等の取組の実施
- イ 中学校区生徒指導連絡協議会の実施

⑤授業についていけない焦りや劣等感などが、過度なストレス、いじめの起因とならないようにわかる・できる授業の実践に向けて、授業力の向上に向けた研修等の充実を支援する。

【具体策】

- ア 「うるま市共通実践9項目」の実践による授業改善の推進
- イ 「わかる授業」の実現のために、ICTの設置及び活用の促進（電子黒板等）
- ウ 学校訪問による指導・助言
- エ 各学校への学習支援員の配置
- オ 授業実践報告会の実施
- カ 各種研修会の実施

(2) いじめの防止に係る啓発活動

①いじめを防止することの重要性や、いじめに係る相談体制の周知・啓発について、様々な機会や媒体を通じた広報活動を推進する。

【具体策】

- ア 市ホームページ、学校ホームページ、学校メール、各種冊子等の様々な媒体や講演会等を活用し、いじめの防止等に関する啓発活動の推進
- イ 市基本方針についての姿勢や取組等の周知及び情報提供を行うため、市教育委員会による幼小中学校訪問の実施
- ウ 県及び県教育委員会、県警察、法務局、その他関係団体との連携を強化し、県が設置するいじめ相談ダイヤル、子育てダイヤル、人権等に関する相談等の情報提供及び啓発活動の実施
- エ 国が実施するe-ネットキャラバン等を活用し、保護者等について啓発活動の実施

②インターネット、携帯電話及びスマートフォン等の使い方に関する情報モラル研修の実施により、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図り、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を推進する。

【具体策】

- ア 児童生徒、保護者、教職員に対する研修会（警察主催安全教室、e-ネット等）の周知・活用の推進
- イ 児童生徒への指導に係る情報の提供（スマートフォン等の所持・使用状況調査の実施）

(3) 相談体制の整備

いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・相談窓口の周知を推進する。

【具体策】

ア 相談窓口の設置

- ・ 市教育研究所における教育相談等、多様な相談窓口を確保し、県及び市が設置した窓口について生徒・保護者及び市内の関係各者へ周知を図る
- ・ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う

イ 相談体制の整備

- ・ いじめの早期解決等のための措置として教育相談員の配置
- ・ スクールカウンセラーの配置
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 学校訪問による緊急支援等

(4) 教職員の研修の充実

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(5) 各関係機関・団体との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体等との連携の強化、支援その他必要な体制を整備する。

【具体策】

ア 市PTA連合会との連携による、いじめの防止等に関する取組を実施

(6) 学校評価と学校運営支援

いじめの防止等に資する学校評価を推進し、いじめに対して適切に評価する教員評価と学校運営の改善を支援する。

【具体策】

ア 学校評価でいじめの問題を取り扱う際には、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が即され、幼児児童生徒や地域の状況を十分踏まえながら目標を立て、目標に対する具体的な取組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取組むよう、必要な指導・助言を行う。

イ 教員評価でのいじめの問題を取り扱う際には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃から幼児児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめ発生の際に問題を隠さず迅速かつ適切な対応や組織的な取組み等について評価するよう、教員評価への必要な指導・助言を行う。

ウ 事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(7) 学校相互間の連携協力体制

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても学校が関係する児童生徒又は保護者に対する指導・助言・支援を適切に行うことができるように学校相互間の連携協力体制を整備する。

【具体策】

ア 市立小中学校で被害・加害児童生徒が異なる学校の場合は、校長会、教頭会、その他生徒指導主任会等、学校連携を行い情報を共有する

イ 市内の県立又は私立学校で被害・加害児童生徒のどちらかを抱えている場合は、協議会の部会等で学校間の連携を行い情報を共有する

(8) その他いじめの防止等の対策に関する事項

市は、市基本方針の策定から3年経過を目処として法施行状況等を勘案して、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認めたときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校においては、いじめの防止等のための基本的な方針（国、沖縄県、市基本方針）を参酌し参考にして、学校がいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定める。校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、市教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 具体的な内容

- ①いじめの防止の目的
- ②いじめの定義
- ③いじめの問題に対する基本理念
- ④いじめの防止等に関する校内組織
- ⑤いじめの未然防止
- ⑥いじめの早期発見
- ⑦いじめに対する措置
- ⑧重大事態への対応
- ⑨その他、策定の留意事項

ア いじめの防止等の観点から学校基本方針は、学校がいじめに対する「行動計画」的要素を多

く含み、個々の教職員が、自分が何をすべきかがわかり、保護者・地域との連携方法等により学校がいじめ根絶のために目指す児童生徒像が理解できるものとする。

イ いじめの早期発見を徹底する観点からチェックリスト等を作成し、全教職員で実施するなど、具体的な取組とする。

ウ 実効性のある取組にするため、組織での「計画・実行・評価・改善」を確認する。

エ 学校基本方針の周知として学校ホームページ、説明会、保護者会、PTA研修会、公文等での周知を図る。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

学校におけるいじめの防止等、いじめの早期発見及び対処、並びに対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応するために「いじめ対策委員会」を設置し、学校がいじめに関する常設の組織とする。

また、必要に応じて、心理（SC）や福祉（SSW）の専門家、人権擁護委員（法務局）、教員、警察官経験者等、外部の専門家が参加することにより実効的ないじめの問題の解決を図る。

取組の実施等については、PTA役員や学校評議員、自治会長、民生・児童委員等の協力も得ながら、より充実した連携ができるようにすることも大切である。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実践及び具体的な計画の作成・見直し
- ②いじめ相談窓口、通報窓口の周知
- ③いじめ（認知・その疑いも含め）及び問題行動等に関する情報収集と記録
- ④いじめ情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実確認の聴取、指導や支援体制の構築等対応方針の決定と決定事項の推進
- ⑤いじめ事案等について緊急職員会議等への招集
- ⑥学校教職員への周知（共通理解）と共通行動の指示
- ⑦市教育委員会指導課、PTA役員への報告、連絡、相談
- ⑧当該児童生徒の保護者への適切な情報提供と連携

3 学校におけるいじめの未然防止等に関する取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から適切に関わりをもち、いじめを隠したり軽視することのないよう、いじめを積極的に認知できるように努める。

そのためには、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が児童生徒との情報を共有することが必要である。

また、児童生徒がいじめを訴えやすい学校風土をつくるために、いじめを受けていたり、見たりしている児童生徒が教職員にそのことを訴えることは、何ら恥ずかしいことや非難されることではなく、むしろ当該児童生徒の権利を守るとても大切なことであることを自覚させるとともに、学校は定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、いじめの防止等の取組を推進する。

【具体策】

ア いじめの実態把握、取組状況の把握

- ・ いじめの事案について、具体的な実態を把握する。
- ・ 毎月の問題行動等調査による報告並びに重大事態に係る事案については、学校は市教育委員会に電話等で速やかに報告をする。

イ いじめが発生しやすい場面の対応

- ・ 教職員の目が届きにくい休憩時や放課後、部活動等では、児童生徒の人的関係を常に把握し児童生徒間のトラブルや強い力関係が生じていないか把握し、複数の教職員で確認する。

ウ いじめの防止等に対する取組の充実を図る

- ・ 県教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「人権ガイドブック」、「学校教育における指導の努力点」、「ネット被害防止ガイドライン」、国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ」等を有効活用し、学校基本方針の工夫・改善を行う。
- ・ いじめの認知、早期発見、情報の共有、組織対応に関する校内研修を実施する。

エ 定期的な調査

- ・ 学校生活アンケートやいじめ実態調査アンケート等（無記名など）の実施、毎週の各部会等で、欠席状況等からいじめが潜在していないか確認する。

オ 教育相談の実施

- ・ 児童生徒が担任、関係職員等と相談する時間や場所を確保する。（教育相談旬間等の実施）

カ 情報収集の工夫

- ・ 家庭学習ノートのコメント、相談ポスト設置などによる情報収集を行う。

4 学校におけるいじめへの実効的対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童生徒を守り通すとともに問題の解決にあたる。

いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめの行為について毅然とした態度で指導する。

（1）組織的対応

- ① 「いじめ対策委員会」の設置。
- ② いじめの発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を提供し、共有する。

(2) 解決に向けた児童生徒への実効的支援

- ①いじめられた児童生徒、いじめたとされる児童生徒、そしてそれを目撃していた児童生徒から、早期に時間をかけて事実関係を聴取する。
- ②いじめられた児童生徒の安全安心を確保するとともに、児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作り、できる限り不安を除去する。
- ③いじめた児童生徒に対しては、組織的に連携していじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ④いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童生徒の継続的な支援にあたる。

(3) 保護者への適切な説明と支援

- ①事実関係の把握後は、両方の保護者に迅速に連絡する。
- ②事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者が連携し以後の対応を進める。

(4) 学級、学年、学校全体及び部活動への働きかけ

- ①いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- ②学級での話し合い活動を通して、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を浸透させ、いじめ根絶の支持的風土の形成を図る。

5 「いじめ対策委員会」の実効的な動き

(1) 通報・相談を受けた事案の当事者への初期調査

- ①面接を基本とし、極力児童生徒本人と面接する。
- ②児童生徒のこぼれ話を共感的に受け止めながら、事実関係を確認し、そのときの児童生徒自身の気持ちを聴く。
- ③児童生徒本人には「どうなるとよいか」、「そのために自分ができることはあるか」なども確かめる。

(2) 学校主体での調査

- ①主として「いじめ対策委員会」のメンバーを対象に、「当該事案の事実関係」、「学校はどのように捉えて、どのように対応したか」、「現在はどのような状況か」、「今後の見通し」などについて調査する。
- ②調査は原則として相談者である児童生徒、保護者の同意を得たうえで行う。

(3) 対処方針の決定

事実の概要を把握した時点で、「いじめ対策委員会」において対処方針を検討し、決定する。

(4) 関係者（児童生徒、保護者及び学校教員等）への助言、支援及び調整

- ① 対処方針に基づき、関係者への支援等を行う。
- ② いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を行う。
- ③ いじめられた児童生徒については、相談又は学校からの紹介により対応する。
- ④ 自らが行った行為の意味を考えられるように働きかけ、反省がなされたとき、相手側の児童生徒との関係の修復を支援する。

6 当事者へのケア

- ① いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。
- ② 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導する。
- ③ 出席停止制度の適切な運用等（法第26条）を活用する方法も視野に入れる。
- ④ 児童生徒の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、外部専門家による支援等の協力を得る。
- ⑤ 実態に応じて、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発を防ぐようにする。

第5 いじめの防止等のために家庭が果たす役割

家庭教育は、すべての教育の出発点である。家族のふれ合いを通して、子どもが、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理感、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしている。

そのためには、保護者が子どもの教育に対する責任を自覚し、愛情を持って育てることが大切である。

市では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

1 保護者の責務

- ① 子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認め、子どもの理解に努める。
- ② 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- ③ 県、市、学校等や地域社会が講じるいじめの防止等のための取組に参加協力する。
- ④ 情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身につけられるよう努める。

2 未然防止と早期発見

- ①子どもはいじめられていても「心配かけたくない」という理由から、親に話さないことがあるため、親は常日頃から子どもの表情、態度や行動をよく観ていることが大切である。
- ②思春期にあたる小学校高学年から中学生にかけても、いじめの被害にあっても親に話さなくなることがあるため、子どもが発信するいじめのサインに気づけるよう、幼少期から子どもと向き合える関係に努める。
- ③子どもの些細な変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- ④子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は、誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行うよう努める。

3 早期解決に向けた取組

- ①いじめのサインに気づいたら、まず本人に学校生活や友だち全般について話を聴き、学校の担任教諭等に、親が気づいた様子などを具体的に説明して相談する。
- ②子どもがいじめを受けた場合には、身体の安全を確保するとともに、子どもの意志を尊重し、子どもの気持ちに寄り添って行動し、学校と協力しいじめの解消を図る。
- ③子どもがいじめをした場合には、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。また、どうして、いじめをしてしまったかを話し合い、その心情を受け止めた後に、いじめの行為は許されないことを子どもに諭すよう努める。
- ④子どもを通して、いじめの情報を把握したときには、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。そのときは、子どもの意思を尊重し、子どもの気持ちに寄り添って行動するよう努める。

4 当事者へのケア

- ①日頃から子どもの様子を観て、普段と違う様子があるときは速やかに学校の担任教諭等に相談する。
- ②子どもがいじめを受けた場合には、子どもへのいじめ行為がなくなっているか、学校等の生活が楽しく過ごせているかを確認するよう努める。
また、いじめが再発する可能性があることを認識し、普段から、子どもの表情、言動をよく観ていること、親子での会話の中で子どもの心情に共感するなど、子どもを孤独にしないように務める。
- ③子どもがいじめをした場合には、いじめの行為は許されないことを諭しながら、失敗を乗り越えて、友達との人間関係が良くなるよう見守ることが大切である。

第6 いじめの防止等のために地域が果たす役割

いじめは、いつでもどこでも起こり得ることを踏まえ、いじめの防止等のためには地域と学校との連携が重要である。また、大人たちが積極的に児童生徒に関わるなど、家庭と地域社会が一体となって児童生徒に関わるという連帯感が大切である。

市では以下の事項について、様々な機会を利用して広く市民への周知、啓発を図る

1 未然防止に向けた取組

①地域活動（自治会行事、公民館まつり、清掃活動等）、スポーツ・レクリエーション活動（区民運動会、子ども会、駅伝大会、夏休みラジオ体操等）、あいさつ運動、登校見守り活動など、子どもと大人が関わる場づくりを推進し、学校と地域が常に連携できるよう推進する。

②学校や保護者だけでは目の届かない通学路や放課後の居場所等、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりに努める。

③いじめの防止のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域等の連携強化を図る。

ア 家庭教育支援アドバイザーの活用「親の学びあい」プログラムの実施や民生・児童委員との情報交換及び交流の実施。

イ P T Aと部活動指導者、スポーツクラブ・武道指導者等との双方の連携による児童生徒の育成に努める。

④地域は、いじめや非行に対する理解や認識を深め、児童生徒の規範意識の醸成及び社会環境の浄化に努める。

⑤地域は、学校で実施される「いじめの防止等の集会」等への参加などにより、いじめは絶対にゆるされない姿勢を示し、いじめの防止を宣言し、大人が見本・手本となるよう努める。

2 早期発見に向けた取組

地域の住民や商業施設等に勤める者は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認知した場合には、当該児童生徒に声かけを行う等をして様子を見るとともに、校区の学校又は市教育委員会へ情報提供を行うことに努める。

民生・児童委員等は、地域においていじめの発見に積極的に取組、いじめ又はいじめと疑われる行為を認知した場合は、学校や市教育委員会へ情報提供を行うことに努める。

また、地域あいさつ運動等、地域ボランティアを通して、日頃から子どもたちとあいさつを交わし顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけに努める。

その際、子どもの様子がおかしい、いじめかもしれないと認知したら、学校や市教育委員会に情報提供を行うことに努める。

第7 重大事態への対応

1 重大事態の定義（法第28条第1項）

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記に関わらず学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態の報告

(1) 重大事態の発生と調査

①学校は重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会をとおして、市長に、事態発生について報告する。報告内容は、発生した事実（5W1Hのポイントで）、当事者である児童生徒の現況、保護者への連絡の状況、周囲にいた児童生徒及び他の在校生の状況等を報告する。

②学校は、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして市教育委員会に報告する。

③重大事態の調査主体と調査組織は、当該重大事態に対処するとともに、同様の事態の発生の防止に資するために行う。

④市教育委員会は、事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

3 重大事態の調査

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査は、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。その際は、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

4 調査主体

調査は、家庭状況と児童生徒の心情等を最も良く理解している学校が調査主体となる。そのときは、外部の専門家による公平性や中立性を担保しつつ適切に調査を実施する。

しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

5 調査を行うための組織

(1) 重大事態の調査に関わる組織

学校は、市教育委員会が当該事案の事実関係を調査した結果、重大事態と判断したとき、又は、重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会と連携を図りながら「審議会」の調査に協力する。

その際、市教育委員会及び学校は、速やかに必要な組織体制を整備する。

①市教育委員会の組織体制

ア 「審議会」を開催し、必要な調査を行う。市教育委員会の指導主事は、依頼に基づき、当該事案に係る情報収集に努める。

②学校の組織体制

イ いじめ防止対策委員会により、事態の性質に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家を加える。

6 調査を行うための留意事項

- (1) 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (2) 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の重大事態の発生防止を図るものである。
- (3) 市教育委員会又は学校は調査に関する資料を積極的に提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

7 調査結果の報告及び提供

市教育委員会は、審議会の調査が終了したときは、その調査結果を取りまとめ速やかに市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

また、市教育委員又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して迅速に情報を提供する。

（1）情報を提供する際の留意事項について

- ①情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ②情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように十分に留意する。
- ③質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意すること。

市教育委員会は、学校が調査する場合には、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。

8 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（1）市長による再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項による調査の結果について再調査を行う。

（2）再調査を行う機関

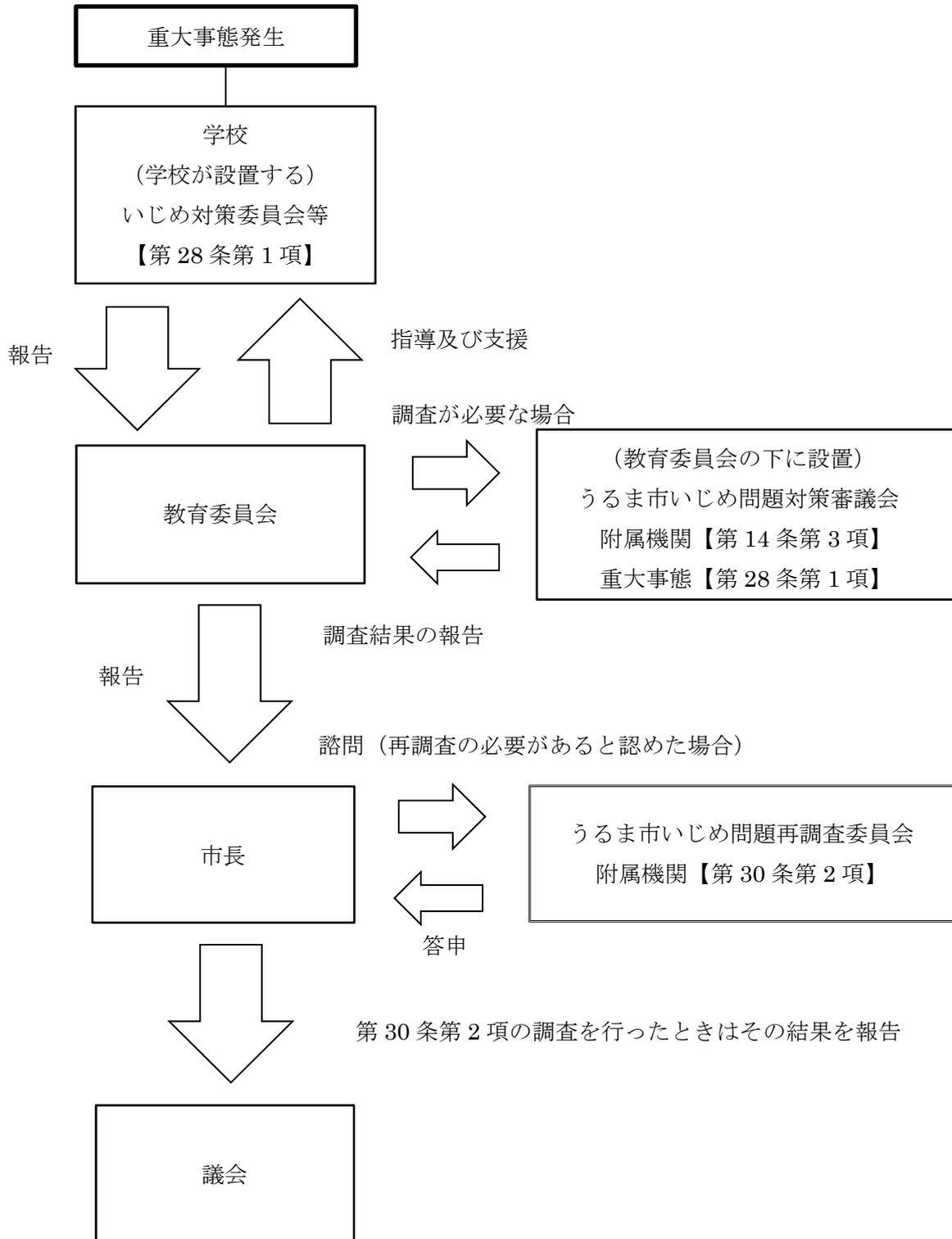
市附属機関「再調査委員会」において行う。

（3）再調査の結果を踏まえた措置

- ①市長は、再調査の結果を市議会に報告する。その報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーについては十分に配慮する。
- ②市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の再発防止のために指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を当該学校及び派遣を希望する学校に行う。

うるま市重大事態発生に係る組織のイメージ図



【関係機関一覧】

- 1 うるま市教育委員会指導課（学校に関する相談）
- 2 うるま市教育委員会生涯学習振興課（地域自治会に関する相談）
- 3 うるま市青少年センター（青少年の非行・問題行動等に関する相談）
- 4 うるま市教育研究所（教育に関する悩み相談等）
- 5 うるま市児童家庭課（親子・家庭に関する相談）
- 6 コザ児童相談所（虐待等に関する相談）
- 7 うるま警察署生活安全課
- 8 石川警察署生活安全課

「うるま市いじめ防止基本方針」

発行 平成27年12月 うるま市教育委員会

〒 904-2392 沖縄県うるま市勝連平安名 3032 番地

うるま市教育委員会 指導課

T E L 098-978-2020

F A X 098-978-3042